

令和4年11月29日

1. 出席議員

議長	吉川里己	副議長	松尾初秋
1番	古賀珠理	2番	山崎健
3番	毛利清彦	4番	中山稔
5番	江口康成	6番	吉原新司
7番	朝長勇	8番	豊村貴司
9番	上田雄一	10番	古川盛義
12番	池田大生	13番	石橋敏伸
15番	末藤正幸	17番	山口昌宏
18番	牟田勝浩	19番	杉原豊喜
20番	江原一雄		

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	川久保和幸
次長	山口美矢子
議事係長	奥幹久
議事係員	木寺裕一朗

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	北	川	政次
教	育長	松	尾	文雄
総	務部長	山	崎	正和
総	務部理事	諸	岡	利幸
企	画部長	庭	木	淳
営	業部長	古	賀	龍一郎
営	業部理事	黒	尾	聖洋
福	祉部長	松	尾	徹
福	祉部理事	後	藤	英明
こ	ども教育部長	秋	月	義則
こ	ども教育部理事	諸	岡	智恵
ま	ちづくり部長	野	口	和信
環	境部長	山	口	智幸
総	務課長	江	上	新治
企	画政策課長	弦	卷	一寿
財	政課長	藤	井	喜友
会	計管理者	谷	口	勝
選	挙管理委員会事務局長	山	田	英昭
監	査委員事務局長	青	木	博
農	業委員会事務局長	田	栗	和彦

議 事 日 程 第 5 号

11月29日（火）10時開議

日程第1	第76号議案	専決処分の承認について（令和4年度武雄市一般会計補正予算（第7回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第2	第77号議案	専決処分の承認について（財産の取得について）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第3	第78号議案	武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第4	第79号議案	武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第5	第80号議案	武雄市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第6	第81号議案	地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第7	第82号議案	武雄市特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例（質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第8	第83号議案	武雄市体育施設の指定管理者の指定について（質疑・総務常任委員会付託）
日程第9	第84号議案	武雄市図書館・歴史資料館の指定管理者の指定について（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第10	第85号議案	令和4年度武雄市一般会計補正予算（第8回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第11	第86号議案	令和4年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第12	第87号議案	令和4年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）（質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第13	第88号議案	令和4年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）（質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第14	第89号議案	令和4年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計補正予算（第2回）（質疑・総務常任委員会付託）
日程第15	第90号議案	令和4年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第2回）（質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第16	第91号議案	令和4年度武雄市下水道事業会計補正予算（第3回）（質疑・産業建設常任委員会付託）
日程第17	報告第15号	専決処分の報告について（質疑）
日程第18		特別委員会の設置及び委員の選任

開 議 10時

○議長（吉川里己君）

皆さんおはようございます。前日に引き続き本日の会議を開きます。

日程に基づき議事を進めます。

日程第1 第76号議案

日程第1. 第76号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第76号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第76号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第2 第77号議案

日程第2. 第77号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第77号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 77 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 77 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 3 第 78 号議案

日程第 3. 第 78 号議案 武雄市職員の給与に関する条例及び武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 78 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第 4 第 79 号議案

日程第 4. 第 79 号議案 武雄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 79 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 5 第 80 号議案

日程第 5. 第 80 号議案 武雄市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 80 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 6 第 81 号議案

日程第6. 第81号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

第81号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第7 第82号議案

日程第7. 第82号議案 武雄市特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第82号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第8 第83号議案

日程第8. 第83号議案 武雄市体育施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

第83号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑通告がっておりますので、まずこれを許可いたします。20番江原議員

○20番（江原一雄君）〔登壇〕

第83号議案 武雄市体育施設の指定管理者の指定について。

これまで委託していました体育協会、半官半民という形で運営をされてきたわけですが、今回は新たに指定管理ということで導入されたわけですが、これまで運営を担ってきた体育協会、されてきたことに対して理由を求めたいし、それをなぜやめるのか、その理由と、そして、この指定管理ということでの方向性にかじを切ったのは何なのか、説明してください。

○議長（吉川里己君）

庭木企画部長

○庭木企画部長〔登壇〕

おはようございます。武雄市体育施設につきましては、平成18年9月から指定管理者制度を導入し、武雄市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、武雄市体育協会を指定管理者として指定し、管理、運営していただいております。

武雄市体育施設は、市民の体育の普及振興を図り、もって市民の健康増進に寄与する施設

であり、一層の利用者サービスの向上並びに効率的、効果的な管理運営を図るため、武雄市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例及び武雄市体育施設設置条例の規定に基づき指定管理者を公募し、今回の議案を提出することとなっております。

以上でございます。

○議長（吉川里己君）

20番江原議員

○20番（江原一雄君）〔登壇〕

指定管理制度でこれまで市の体育協会が委託をされてきたわけですけど、今回、この指定管理のプロポーザルですか、指名は何の形式で、何者応募されて、体育協会は入っているのか、入っていないのか、お願いします。

○議長（吉川里己君）

庭木企画部長

○庭木企画部長〔登壇〕

応募した事業者名などにつきましては、武雄市情報公開条例に基づき、事業者名等、また数等についてもお答えすることはできません。

〔20番「武雄市の体協が入っていないのは为什么呢。どういう」〕

指名につきましては、公募をかけております。

先ほど申しましたとおり、武雄市体育協会さんが応募されたかどうかについてもお答えできません。

○議長（吉川里己君）

20番江原議員（「質問3回まで。もう3回言わいたばい」と呼ぶ者あり）

○20番（江原一雄君）〔登壇〕

今、2回やろ。

プロポーザルと言うたか。公募か。

採点の一覧表を示すことできないんですか。

○議長（吉川里己君）

庭木企画部長

○庭木企画部長〔登壇〕

選定委員会における採点集計表につきましては、審議に必要であることから、総務常任委員会で資料として提出することを考えております。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第9 第84号議案

日程第9. 第84号議案 武雄市図書館・歴史資料館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

第84号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。12番池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

何点かお尋ねいたします。

今回、この第84号議案 武雄市図書館・歴史資料館の指定管理者の指定についてに当たっては、今回、プロポーザルによって選定をされたということをお聞きしております。

今回、なぜプロポーザルを選ばれたのか。前回までは、1者による指定だったと思うんですよね、公募をかけなくて。今回、このプロポーザルをするに当たる協議の内容ですね。

また、いろんな協議会があると思います。そういう中で、どのような議論が出て、このプロポーザルを選定されたのか。

そして、今回、応募に当たって、いろんな外部評価、自己評価でアンケート等を含めたところが出てくるとは思うんですけれども、それをどのように評価をされたのか。

そして、今回の仕様書。今回、プロポーザルをされたので、前回までと変わっていると思うんですけれども、変わった内容について。

それと最後に、以前その質問をしたときに、これ確認なんですけれども、前は1者のみだったので随契ですかとお尋ねをしたら、随契ですという答弁がありました。違う部長は、行政行為だから随契ではありませんと、2つの答弁があったわけです。これについては、どちらが正しいのか、お願いいたします。

○議長（吉川里己君）

諸岡こども教育部理事

○諸岡こども教育部理事〔登壇〕

おはようございます。まず最初の、今回、プロポーザルになった理由でございしますが、指定管理者の選定委員会におきまして、武雄市図書館・歴史資料館の指定管理候補者の募集方法について公募と決定をされましたので、プロポーザルとなっております。前回までは非公募であったため、プロポーザル等は行われておりません。

議論の公募になった理由であります。ちょっと詳細は、選定委員会の内容につきましては、先ほどもありましたように、情報公開条例におきまして原則非公開となっておりますので、詳細の理由等分かりませんが、一応、武雄市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の第2条におきまして、原則公募となっております。今回の選定委員会では、そういった中から、より透明性の確保の観点での意見等から、今回公募というふうに判断された

ものと考えております。

次に、選定委員会の中での評価ということでございますが、一応この分も非公開というふうになっておりますので、ちょっと詳細分かりませんが、詳細お答えできませんが、一応仕様書の中で、武雄市図書館・歴史資料館は、図書館として生涯学習施設としての機能はもちろん、市民の豊かな生活を実現する中核施設として、学習の場、交流の場、楽しめる場として市民の利便性、市民価値の向上を目指す施設としております。そういった図書館の設置目的、運営理念、募集要項、仕様書の内容に沿ったものということで審査を行われたというふうに考えております。

(発言する者あり) すみません、仕様書についてのこれまでの変更点といたしますか、その分でございますが、その分につきましては、主なものといたしまして、図書館の指定管理者の事業の中で必須事業というのがございまして、イベント講座等の事業をしてもらうようにしておりますが、そこでビジネス、企業支援に関するイベント講座も今回は加えております。さらなる充実を図ることとしております。

次に、これまでの契約形態についての答弁でございますが、2つの答弁があったということでしたが、指定管理者といたしますのは、議会のほうで議決をいただいてから協定ということで、このことを指定という形になりますが、これは行政処分的一种でございます。契約とはちょっと違うものになっております。これまでも同様に、指定管理者として指定をいただいておりますので、行政処分的一种という形になります。

以上でございます。

○議長（吉川里己君）

12 番池田議員

○12 番（池田大生君）〔登壇〕

契約については指定ということで、契約じゃないということで、行政処分ですね。分かりました。そこは分かりました。ただ、議事録には、行政行為という文字が載っているの、私は行政行為でお尋ねをさせていただきました。

それと、選定の中身を聞いているんじゃないんですよ。公募となった理由は、なぜ公募となったのか。

それは、これまでCCCが素晴らしい図書館を運営されてきて、中身についてもアンケート調査で85%以上の満足度があったということで、前回は公募をかけなかったんですよ。だから、そういうきちんとした理由があるのに、なぜ今回は公募をされたのか。なぜ公募をされたのかということをお聞きしたいんですよ。

それと、ほかの業者のことを聞いているんじゃないんですよ、その応募をされた方。

選定の方法はどうだったんですかということと、この前段で、これまでの図書館の事業の外部評価、そして自己評価。自己評価もせんぎいかんことになっとうですもんね、仕様書の

中では。それをどのように、この公募をかける前に吟味をされたのか、そこをお尋ねしています。

○議長（吉川里己君）

山崎総務部長

○山崎総務部長〔登壇〕

おはようございます。なぜ公募になったかというところですが、財政課のほうで事務局をもっておりますので、ちょっと私のほうから説明させていただきますけれども、先ほど理事が申したとおり、武雄市の公の施設の指定管理の指定、この分については原則公募ということになっております。

今回の選定委員会では、外部の方も2名入ってもらって選定委員会を構成しましたがけれども、その中の意見の中、当然、非公募、公募、いろんな意見がございました。最終的に、先ほど理事が申したとおり、透明性の確保の観点の意見から、今回は特例を見送り公募にしようということで、今回は公募という流れになっております。

以上です。

○議長（吉川里己君）

12番池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

今回は特例を見送ろうと。武雄市の武雄市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、原則公募ということですが、じゃあ前は原則公募を適用されなかった。

この整合性が取れないと思うんですけど、その点についてはいかがお考えですか。

○議長（吉川里己君）

山崎総務部長

○山崎総務部長〔登壇〕

その選定委員会での判断ということになるかと思えますけれども、前回については、今までの実績等で非公募でいこうという結論が出たと。今回につきましては、いろんな意見の中から、最終的には公募でいこうということになりました。

以上になります。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第10 第85号議案

日程第10. 第85号議案 令和4年度武雄市一般会計補正予算（第8回）を議題といたし

ます。

第 85 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

補正予算の（16）ページ、体育施設費の備品購入費、新体育館備品購入費 1,993 万 6,000 円。

どういう種類、どういう備品を購入する予定なのかお示してください。

○議長（吉川里己君）

庭木企画部長

○庭木企画部長〔登壇〕

新体育館での管理運営に必要な机だとかの什器等について計上させていただいております。

○議長（吉川里己君）

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

もちろん什器でしょうけど、その種類と個数含めてその内訳お示してください。（発言する者あり）

○議長（吉川里己君）

庭木企画部長

○庭木企画部長〔登壇〕

詳細な内訳については持ち合わせておりませんが、例えば、ロビー、更衣室、授乳室、事務室等のベンチやソファ、ロッカー、授乳用のチェア、おむつ替え台等、必要な什器類の購入でございます。

○議長（吉川里己君）

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

書類は委員会に出されると思いますが、その書類の一覧表を私にも示してください。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。18 番牟田議員

○18 番（牟田勝浩君）〔登壇〕

商工費、たけお生活応援券発行业務委託料。

以前、同じような形で、応援券とかなんとかをずっと発行されてましたけども、聞いたところによると、そういうふうな、武雄の発行なのに市外、県外の業者に印刷を頼むとか、本末転倒なことをやっているわけですね。そういう委託先があると。

今回はどういうふうな形でそういうところに枠をつけているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉川里己君）

古賀営業部長

○古賀営業部長〔登壇〕

商品券の事業につきましては、議決をいただきましたら委託ということで考えております。

〔18番「委託先にどういう枠をつけているかという」〕

市内業者への委託等を予定しております。

〔18番「委託等。委託やろ。委託。」〕

委託です。

○議長（吉川里己君）

18番牟田議員

○18番（牟田勝浩君）〔登壇〕

委託等と言われましたけども、例えば、そういう中で委託先には、そういうふうに市内業者を使うことという仕様書で出されないのかというのを聞いている。これはもうほかの全ての課に当たると思います。そういうのがつけていないのか。

委託等という形で今言われましたけども、委託の中の規約、そしてそういうふうな仕様書の中につけているのか、つけていないのか、お伺いしたいと思います。

できる限りということで、市内に。どうしても無理というのは、私は仕方がないと思います。そこら辺の枠はきちんと設定されているのかという質問です。

○議長（吉川里己君）

古賀営業部長

○古賀営業部長〔登壇〕

ちょっと説明があやふやで申し訳ございません。

まず、事業者に関しましては、市内の事業者に委託をお願いするところでございます。また、その内容につきましては、先ほど議員のほうから御指摘ございますように、できるだけ市内の事業者様のほうからまずお願いをした上で、その内容等は決めていきたいと思っております。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託いたします。

なお、付託の区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 11 第 86 号議案

日程第 11. 第 86 号議案 令和 4 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 86 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 12 第 87 号議案

日程第 12. 第 87 号議案 令和 4 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 87 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 13 第 88 号議案

日程第 13. 第 88 号議案 令和 4 年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 88 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 14 第 89 号議案

日程第 14. 第 89 号議案 令和 4 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 89 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 15 第 90 号議案

日程第 15. 第 90 号議案 令和 4 年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第 2 回）を議

題といたします。

第 90 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 16 第 91 号議案

日程第 16. 第 91 号議案 令和 4 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

第 91 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 17 報告第 15 号

日程第 17. 報告第 15 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 15 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 18 特別委員会の設置及び委員の選任

日程第 18. 特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

防災情報発信システムについて、18 日の住民訴訟の判決で、市が全面的に敗訴という結果になりました。

それを受けて、22 日には全員協議会を開催し、議員からはたくさんの質疑があったところでございます。この件は、武雄市にとって大きな問題でありますので、今後の方針や諸問題の解決のため設置を行うものであります。

特別委員会の設置につきましては、これまでの慣例等により、議会運営委員会において協議をいただき、意見の一致を見ました。本議会といたしましても、今後の方針や諸問題の解決及び再発防止を目的とする防災情報発信システム問題対策特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

次に、お諮りいたします。本件は、議長を除く全議員による防災情報発信システム問題対策特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も継続して調査、検討することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この件は、議長を除く全議員による防災情報発信システム問題対策特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も継続して調査、検討することに決定いたしました。

次に、特別委員の選任は、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。よって、議長を除く全議員を特別委員会委員に指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議長を除く全議員を防災情報発信システム問題対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、特別委員会の正副委員長互選のために、暫時休憩をいたします。

休 憩 10時31分

再 開 10時44分

○議長（吉川里己君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま特別委員会委員長より正副委員長互選の結果について報告がございましたので御報告いたします。

防災情報発信システム問題対策特別委員会委員長に19番杉原議員、同副委員長に9番上田議員、以上のおりでございます。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 10時44分

